新潟県文化・スポーツ合宿促進事業補助金交付要綱

令和４年５月 16 日　制　　定
令和５年３月 30 日　一部改正

（趣旨）

第１条　知事は、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響により厳しい環境にある県内宿泊施設を支援するとともに、文化・スポーツ合宿地としての本県の魅力の周知拡大及び文化・スポーツ合宿を契機とした交流人口の拡大を図るため、県内で文化・スポーツ合宿を実施する団体が行う観光交流活動を伴う文化・スポーツ合宿の宿泊に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第２条　この補助金の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、県内で文化・スポーツ合宿を実施する団体とする。

（交付要件）

第３条　この補助金は、補助対象事業者の実施する合宿が次に掲げる全ての要件を満たす場合に交付するものとする。ただし、交流人口の拡大につながらないと認められる合宿を除く。

(1)　知事が別に定める期間内に実施される合宿であること。

(2)　文化活動、スポーツ競技に関する合宿であること。

(3)　県内の文化・スポーツ施設等を利用して実施される合宿であること。

(4)　合宿期間中、県内の宿泊施設（ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払を要する施設）に４連泊以上宿泊する合宿であること。ただし、次に掲げる施設に宿泊する場合を除く。

ア　キャンプ場及びキャンプ場に付随するコテージ

イ　教育施設に付随する宿泊施設

ウ　集会施設

エ　その他この補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

(5)　合宿の参加者数が 10 人以上、かつ、合宿の参加者の延べ宿泊日数（前号の宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数。以下同じ。）が 40 泊以上の合宿であること。

(6)　発表会・大会等（以下「大会等」という。）への参加を目的としたものではない

こと。ただし、大会等の前後に合宿を実施する場合は、大会等参加日数を除いた宿泊日数を対象とする。

(7)　合宿期間中に、次のアからエまでに掲げるいずれかの観光交流活動を行う合宿であること。

ア　県内の観光施設等の見学

イ　県内の農林漁業体験やものづくり体験等への参加

ウ　県内で開催される祭り、イベント、ボランティア活動、レジャー体験等への参加

エ　県内の学校若しくは文化・スポーツ団体との交流活動又は地域住民を対象とした文化・スポーツ教室等の実施

（交付基準）

第４条　この補助金の対象経費は、宿泊に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）とし、補助金額は、合宿の参加者の延べ宿泊日数に 1,000 円を乗じた額と宿泊施設への実支払額（消費税及び地方消費税を除く）を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、50 万円を上限とし、１年度当たり１団体１回限りとする。

（交付の条件）

第５条　この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1)　合宿実施期間を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。

(2)　利用する文化・スポーツ施設等又は宿泊施設を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。

(3)　観光交流活動の実施内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けること。

(4)　合宿を中止しようとするときは、知事の承認を受けること。

(5)　合宿に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を合宿が終了した日の属する会計年度の終了後５年間保存すること。

（交付申請書）

第６条　規則第３条第１項に規定する申請書は、別記様式第１号のとおりとし、同様式で定める書類を添付して、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

２　補助金の額を増額又は 20 パーセントの額を超えて減額する場合は、別記様式第２号を知事に提出しなければならない。

（変更の承認申請）

第７条　第５条第１号から第３号までの規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第３号に同様式で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

２　第５条第４号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記様式第４号を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第８条　規則第７条の規定による期日は、通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日とする。

（実績報告書）

第９条　規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記様式第５号のとおりとし、同様式に定める書類を添付して、合宿が終了した日の翌日から起算して 15 日を経過した日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（補助金の支払）

第 10 条　この補助金の支払は、精算払とする。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年５月 16 日から適用する。

附　則（令和５年３月 30 日）

１　この要綱は、令和５年度の補助金から適用する。